

イラン 税制・法人/個人向け諸税、免税等

イランの税制は、「所得課税」の考え方に基づいている。

1. 税制度

1988 年 2 月直接税法『Direct Taxes Act of February 1988』

同法律は、イランにおける税体系の基盤となり、1988 年 2 月に設置された法律である。同法律は、一部改正されており 2015 年 7 月 22 日までの改訂版が公表されている。各条項の詳細内容については、原文及び英文訳を参照。

<イラン国税庁 直接税法>

http://en.intamedia.ir/pages/default.aspx?mode=show&id=direct_taxes_act&lan=en&topmenuid=topmenu240&middlemenuitem=middlemenuitem243&middlemenuid=openmiddlemenu240

2016 年 3 月 21 日に施工された、競争力ある生産をするための障害を除去し金融システムを促進する法律（The Law for Removing Obstacles to Competitive Production and Promoting the Country's Financial System。以下、障害除去法。）によって、直接税法のいくつかの条が修正されている。

<イラン国税庁 障害除去法の税関連の規程>

http://en.intamedia.ir/pages/default.aspx?mode=show&lan=en&id=1_removing_obstacles_competitive_production

2. 税体系：各改正により削除された条項もある。

第 A 巻 課税対象定義（第 1 条～第 2 条）

第 B 巻 財産税（第 17 条～第 51 条）

第1章 年間不動産税 ← 削除

第2章 非居住地不動産税 ← 削除

第3章 未開発地税 ← 削除

第4章 相続税（第 17 条～第 43 条）

第5章 印紙税（第 44 条～第 51 条）

第 C 巻 所得税（第 52 条～第 131 条）

第1章 不動産所得税（第 52 条～第 80 条）

第2章 農業所得税（第 81 条）

- 第3章 給与所得税（第 82 条～第 92 条）
- 第4章 専門職所得税（第 93 条～第 104 条）
- 第5章 法人所得税（第 105 条～第 118 条）
- 第6章 臨時所得税（第 119 条～第 128 条）
- 第7章 各種収入の総所得税（第 129 条～第 131 条）

第 D 卷 諸条件（第 132 条～第 218 条）

- 第1章 免税（第 132 条～第 146 条）
- 第2章 控除経費及び減価償却（第 147 条～第 151 条）
- 第3章 税査定指標及び係数（第 152 条～第 154 条）
- 第4章 総則（第 155 条～第 176 条）
- 第5章 納税者義務（第 177 条～第 181 条）
- 第6章 第 3 者義務（第 182 条～第 188 条）
- 第7章 税裁定及び罰則（第 189 条～202 条）
- 第8章 通告（第 203 条～第 209 条）
- 第9章 徴税（第 210 条～第 218 条）

第 E 卷 税査定機関及び税機関（第 219 条～第 273 条）

- 第1章 税機関の義務と権限（第 219 条～第 235 条）
- 第2章 考察方法（第 236 条～第 243 条）
- 第3章 税問題の解決機関（第 244 条～第 251 条）
- 第4章 税制最高評議会の機能及び権限（第 252 条～第 260 条）
- 第5章 税最高懲戒委員会の権限（第 261 条～第 262 条）
- 第6章 税懲戒検察官の義務及び権限（第 263 条～第 273 条）

3. 法人対象の諸税

(1) 法人税：25% ⇒ 第 105 条

Corporate Taxes

控除額及び免税優遇対象額を差引後の年間利益所得額に対して課税。

(2) 契約者税、技術供与及び技術移転税：10-40% ⇒ 第 107 条

Contractors Taxes

Technical Assistance and Transfer of Technology Tax

年間契約額に対して課税。税率は、事業内容、利益率水準による。

経費が発生した時点の翌月末までに、源泉徴収して納税。

(3) 利権譲渡税：1%～40% ⇒ 第 107 条

(2)と同じ

(4) 外国企業及び銀行の支店及び駐在員事務所は非課税扱い。 ⇒ 第 107 条 注 3

(5) 証券取引所において取引された株式譲渡益税：0.5% ⇒ 第 143 条 注 2

(6) 証券取引所以外で取引された株式譲渡益税：4% ⇒ 第 143 条 注 1

4. 個人対象の諸税等（社会保険料含む）

(1) 個人所得税：最高限界税率 30%（0%、10%、15%、20%、25%、30%、 出所：

StateTaxOrganization/On yearly basis on MarchSalary Tax（給与所得税）

課税扱いと見なされる所得 ⇒ 第 83 条

a. 住宅の提供

家具付き住宅 ⇒ 月給の 25%の所得として課税扱い。

家具なし住宅 ⇒ 月額額の 20%の所得として課税扱い。

b. 乗用車の提供

運転手付き乗用車 ⇒ 月給の 10%の所得として課税扱い。

乗用車のみ ⇒ 月給の 5%の所得として課税扱い。

c. その他の金銭以外の提供 ⇒ 等価所得として課税扱い。

（所得税率表） 累進課税

課税所得（年額）(IRR)	税率 (%)
～2,880,000,000	0
2,880,000,000 超～3,600,000,000	10%
3,600,000,000 超～4,560,000,000	15%
4,560,000,000 超～6,000,000,000	20%
6,000,000,000 超～8,000,000,000	25%
8,000,000,000 超～	30%

（最低賃金）

最低賃金と賃上げ等の確定は、毎年イラン年度末（3 月）ないし新年度初め（4 月）に社会保険庁（SSO：Social Security Organization）が改定額を公布する。

イラン暦 1404 年度(2025 年 3 月 21 日～2026 年 3 月 20 日)の最低賃金は日給 Rls 3,463,656)。

(支給が義務付けられている月額諸手当)

- ・ 食費券 (クーポン) (Rls.22,000,000/月)
- ・ 住宅手当 (Rls.9,000,000/月)
- ・ 子供手当 (扶養子女 18 歳未満 1 名につき Rls10,390,968、最大 2 名分まで)

※子供手当 1 名分の価格は、最低賃金の 3 日分。

(2) 社会保険料 (失業保険含む) : 所得の 30% [雇用主負担 23%、雇用者負担 7%]

5. 免税条項 (第 4 巻 諸条件 第 132 条～第 146 条) 削除 (135 条、第 140 条)

(1) 第 132 条における免税条項

(対象業種 : 鉱工業企業、病院、ホテル)

- a. 事業開始後、5 年間法人税免税
- b. 未開発地域での事業開始後、法人税 10 年間免税

(適用条件)

- a. テヘラン中心部から 120km 圏外
- b. イスファハン中心部から 50km 圏外
- c. 州都中心部から 30km 圏外
- d. 最新の国勢調査による人口 30 万超の都市中心部から 30km 圏外
- e. b,c,d の 30km 圏内にある経済特別区及び工業団地は除外

※病院・ホテルに関しては、適用対象外地域はなし。

※IT 分野については、関係省庁および科学技術担当副大統領の確認により、適用対象外地域への立地でも免税処置は適用。

(2) 第 133 条における免税条項

(対象 : 僻地、部族、農業、漁業の労働者従事者、大学等教育機関の学生、協同組合等)

所得の 100%を免税

(3) 第 134 条 : 非営利の教育機関等の免税

(4) 第 136 条 : 保険公社から支払われた生命保険金の免税

(5) 第 137 条 : 医療費の控除

(6) 第 138 条における免税条項

プロジェクトに現金を拠出する者および工場の運転資本を拠出する者は、そのプロジェクトから期待される最低利子分だけの免税を受ける。

(7) 第 139 条：各公共施設等への免税規定

(8) 第 141 条における免税条項

- a. 完成工業製品、農業製品の輸出により生じた所得の 100%免税
- b. 原材料の輸出により生じた所得の 20%免税

(9) 第 142 条：手織り絨毯、ハンディークラフト関連の協同組合の免税

(10) 第 143 条：商品取引所にて販売された商品の販売益の 10%、および国内外の証券取引所に上場している企業の利益の 10%、国内外の証券取引所に上場している企業の店頭取引の利益の 5%の払い戻し

(11) 第 144 条：結納及び持参金の動産及び不動産、科学的な功績等により得られた所得の 10 年間免税

(12) 第 145 条：イラン国営銀行の従業者の免税措置等

(13) 第 146 条：法改定以前の免税適用の継続

6. F T Z 域内税

- (1) 自動車ナンバープレート取得税（車種別）
- (2) 自動車年間税（車種別）
- (3) 交通税（車種別）
- (4) 出域税（回数毎）
- (5) ビジネス税（平方メートル当り）
- (6) 旅客荷物税
- (7) タバコ生産税